

指定都市への難病に関する事務の移譲に伴う財政措置等を求める意見書

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）における大都市特例の施行により、これまで道府県が行ってきた指定難病に係る特定医療費の支給に関する事務の全てが、平成30年度から指定都市に移譲され、より身近な地域で支援が行われることとなる。一方、特定医療費の支給に要する費用に対する国庫負担率は100分の50とされていることから、指定都市に非常に重い新たな財政負担が発生する。さらに、国庫負担の対象は、人件費や電算システムの運用経費などの事務費は含まれていないため、これらの費用についても指定都市が負担することとなる。

また、難病相談支援センターの設置や在宅で人工呼吸器を使用している患者に対する訪問看護の実施等の療養生活環境整備事業についても、指定都市において実施できることとなるが、事業の実施に必要な費用に対する国庫補助率は100分の50以内であり、指定都市の負担は増加することとなる。

増加傾向にある難病患者の長期にわたる療養と社会生活を支える総合的な対策を、道府県より住民に身近な指定都市において、これまで以上に行っていくためには、適切かつ確実な財政措置が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、難病法における大都市特例の施行に当たり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 特定医療費に加え、人件費や電算システムの運用経費などの事務費についても国庫負担の対象とすること。
- 2 療養生活環境整備事業の実施に係る費用については、実態と乖離がないよう積算し、必要な措置を講ずること。
- 3 特定医療費の支給に要する費用負担等について、道府県から税財源を移譲するなど、国の責任において適切かつ確実な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 8 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

宛（各 通）